

幼児教育・保育の無償化について

資料2

1. 制度の概要・目的

急速な少子化の進行並びに幼児教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国は、子ども・子育て支援法を改正し、消費税率引き上げにより得られる増収分を財源に、段階的に実施してきた幼児教育・保育無償化を全面実施する。

2. 実施時期 令和元年10月1日

3. 制度の主な内容

①対象児童 3～5歳の児童、0～2歳の住民税非課税世帯の児童

②対象サービスと無償化の内容

サービス	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	利用料全額
新制度未移行幼稚園	月額上限2.57万円
幼稚園預かり保育	保育の必要性の認定を受けた場合月額上限1.13万円 *非課税世帯の満3歳児月額上限1.63万円
認可外保育施設等 (認可外、一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター)	保育の必要性の認定を受けた場合の月額上限 3～5歳：3.7万円 0～2歳：4.2万円*非課税世帯のみ対象
障害児通所施設	利用料全額

③食材料費の取扱い

認定区分	現行	無償化後
1号認定(3～5歳・幼稚園等)	主食費・副食費とも実費徴収	主食費・副食費とも実費徴収
2号認定(3～5歳・保育所等)	主食費：実費徴収 副食費：保育料に含む	
3号認定(0～2歳・保育所等)	主食費・副食費ともに保育料に含む	変更なし

- ・副食費の免除対象者を年収360万円未満相当世帯まで拡充
- ・新制度未移行園は、非課税世帯が免除対象

④制度周知等

- ・各施設を通じた在園児への申請案内
- ・市広報、ホームページへの掲載
- ・各施設へ個別に説明

⑤今後のスケジュール(予定)

9月 無償化・副食費免除対象者判定、通知